

令和 7 年度第 1 回彦根市高齢者保健福祉協議会	
■日時 令和 7 年(2025 年) 8 月 8 日(金) 午後 2 時～午後 3 時 29 分 ■場所 彦根市福祉センター別館 2 階 多目的会議室 ■出席委員 鈴木会長、森副会長、松宮委員、城戸委員、菅原委員、高橋(孝)委員、高橋(嘉)委員、篁委員、田口委員、辻委員、細田委員(11 名) ■欠席委員 古川委員、岡崎委員、山田委員、佐野委員、寺見委員、友近委員、村岸委員、住吉委員 ■事務局 福祉保健部長、福祉保健部次長、健康推進課長、保険年金課長、高齢福祉推進課長、高齢福祉推進課主幹、高齢福祉推進課(事業者支援係長、地域包括支援係長、介護保険係長) ■傍聴 2 名	
開会	
高齢福祉推進課主幹	ただ今から、令和 7 年度第 1 回彦根市高齢者保健福祉協議会を開催します。 本日、彦根市高齢者保健福祉協議会公開要領第 3 条の規定により、会議は原則公開となっていますので、傍聴の方がおられることをご報告します。 次に、会議の成立についてですが、彦根市介護保険条例施行規則第 17 条第 2 項の規定では、「第 1 号から第 3 号までの委員のそれぞれ 1 名以上の出席があり、かつ、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができません。」と定められています。 本日は、第 1 号および第 3 号委員のそれぞれ 1 名以上にご出席いただいておりますが、現在、第 2 号委員については出席がなく、第 2 号委員の出席予定者には連絡をとっているところです。一旦議事を進行いただき、第 2 号委員が到着された段階で内容を確認いただくという形でお願いしたいと思います。 なお、委員の出席人数につきましては、委員 19 名中、過半数の 11 名にご出席いただいております。 それでは開会に当たりまして、福祉保健部長が一言ご挨拶申し上げます。
福祉保健部長	福祉保健部長の大久保でございます。 連日、大変暑い日が続いております。今年の滋賀県における「熱中症警戒情報」は、13 回発令されたところです。昨年の同時期では 11 回の発令で、合計 23 回発令されましたので、まだまだ厳しい暑さから、自分の身を守らなければならない日々は続きます。 本日は、皆様には、この暑い中、また公私ともに大変お忙しいところを、曲げてご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から、本市の福祉保健行政の推進に、ご支援・ご協力をいただいておりますことに、重ねてお礼申し上げます。 さて、現在、「彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、1 介護予防・健康づくりの推進、2 地域での主体的な活動の発掘と支援、3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供、4 生きがいづくりと安心づくり、5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備、の 5 つを目標に、取組を進めております。 本日は、令和 6 年度の事業・取組の進捗状況につきまして、PDCA サイクルに基づき、点検・評価をお願いし、それを踏まえて必要な見直しを図っていきたいと考えております。

	限られた時間ではありますが、どうぞよろしくお願いいたします。
高齢福祉推進課主幹	ありがとうございます。 続きまして、前回の会議以降、4名の委員が交代され、新たに委嘱しましたので、紹介させていただきます。お手元に委員名簿をお配りしておりますので、ご覧ください。名簿の順にご紹介させていただきます。 聖泉大学古川智恵様、彦根市健康推進員協議会松宮己栄子様、でございます。 次に、本日はご欠席ですが、彦根歯科医師会山田賢様、彦根医師会住吉健一様、でございます。 続きまして、本年4月の人事異動に伴い事務局職員に交代がありましたので、報告いたします。 保険年金課長氏原智史、健康推進課長益田亜紀、でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。
高齢福祉推進課主幹	次に、資料の確認および、資料訂正の説明をさせていただきます。 (資料確認、訂正内容の説明)
高齢福祉推進課主幹	それでは、彦根市介護保険条例施行規則第17条第1項の規定により、会長が会議の議長となります。現在、会長が欠けておりますので、同施行規則第16条第3項に基づき、副会長に職務を代理いただくこととなります。この後の進行は、森副会長にお願いします。
森副会長	議長を務めます森です。スムーズに進行できますように、皆様のご協力をお願いします。また、本日は、15時30分を目途に終了させていただきたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。 それでは、会長の選出をお願いします。 彦根市介護保険条例施行規則第16条第1項の規定により、会長は1人を置き、委員の互選により定めることとなっていますが、いかがいたしましょうか。
	～ 「事務局一任」の声 ～
森副会長	事務局一任との意見がありましたが、委員の皆さまいかがでしょうか。
	～ 「異議なし」の声 ～
森副会長	それでは事務局からお願いします。
高齢福祉推進課主幹	それでは、事務局から提案します。 会長は「彦根愛知犬上介護保険事業者協議会」の「鈴木則成」様にお願いしたいと思います。
森副会長	ただいま、事務局から提案がありましたが、いかがでしょうか。
	～ 「異議なし」の声 ～
森副会長	それでは、会長に「彦根愛知犬上介護保険事業者協議会」の「鈴木則成」様、よろしくお願いいたします。 会長は、前の席へ移動をしていただきますようお願いいたします。これにて議長を交代します。
鈴木会長	それでは会長を務めさせていただきます。現任期の間よろしくお願いいたします。 第2号委員の件は確認取れましたでしょうか。このまま議事を進めてもよろしいでしょうか。

福祉保健部長	第 2 号委員の古川委員から、会議の表決について会長に委任いただく旨の確認が取れました。彦根市介護保険条例施行規則第 17 条にありますように、第 1 号から第 3 号までの委員それぞれ 1 名以上の出席がないと協議会を開くことはできませんが、同規則第 21 条には「協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。」と規定されています。今回は委任を受けて第 2 号委員の出席として扱うことを協議会で決定いただき、議事を進行いただきたいと思いますと考えています。
鈴木会長	今回の協議会の議題は、令和 6 年度の評価と数点の報告事項のみであり、協議会として決定する内容ではありません。このことから第 2 号委員からの委任をもって出席扱いとしてよいと思いますが、よろしいでしょうか。
	～ 「異議なし」の声 ～
鈴木会長	それでは会議は成立しているものとみなし、議事を進めます。
3 内容（議題） 第 9 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和 6 年度進捗評価について	
鈴木会長	それでは、次第 3 第 9 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の令和 6 年度進捗評価についてです。事務局より説明をお願いいたします。
高齢福祉推進課主幹	それでは、私の方から、資料 1 について説明させていただきます。今回は第 9 期計画の初年度である、令和 6 年度の進捗と自己評価の結果をまとめております。 まず、A3 判の資料 1-1 をお願いします。自己評価の詳細結果につきましては、この資料のとおりとなっております。 表の真ん中あたり、「達成度」については、「第 9 期計画における目標」に対して、「実施内容・成果」および「評価指標」を踏まえて達成したかどうかを自己評価したもので、A が達成、B が未達成ということになります。 「達成の要因・問題点」として、達成または未達成と自己評価した理由や、事業・取組において担当課が問題点と考えているところを記載しています。 「継続の有無」については、◎が継続、×が廃止といった区分で記載しております。） 「今後の方向性」については、目標の達成、または問題点の解決に向けた、今後の取組の方向性を記入しています。 個々の事業の説明は、時間の関係もあり、省略させていただきます。 次に、資料 1-2 をお願いします。こちらは、評価指標の実績値をまとめております。 計画の進捗管理をしていく上で、定性的(言葉・印象・感覚で表すもの)な評価だけでなく、定量的に評価していくことも必要ということで、計画の目標の中には、数値指標を掲げている項目もあります。今回は、令和 6 年度の実績値により評価しておりますが、令和 4 年度からの推移もわかるように作成しております。 資料 1-1 と同じく、個々の指標の説明は省略させていただきます。 これらの結果をまとめたものが、資料 1 となります。 1 ページをお願いします。基本目標ごとに、達成状況をグラフにしております。基本目標により事業数は異なりますが、基本目標 3 は 8 割の達成状況となっております。その他、基本目標 1、2、4、5 では達成した割合は 6 割台という状況となっております。

続きまして、2 ページをお願いします。ここからは、基本目標ごとの達成状況と今後の方向性を整理しています。

①「基本目標 1 介護予防・健康づくりの推進」、11 事業・取組の中で、達成できたのは7、達成できなかったのは4、と評価しています。とくに「施策（2）介護予防の普及と啓発（一般介護予防事業）」では、地域包括支援センターによる介護予防の出前講座や、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施におけるフレイル予防教室の取組については、一定数実施できたと評価しています。

②「基本目標 2 地域での主体的な活動の発掘と支援」、13 事業・取組の中で、達成できたのは9、達成できなかったのは4、と評価しています。「施策（1）支え合いの心を育む環境整備」および「施策（2）ボランティア活動等の社会参加の促進」では、民生委員やボランティアの活動に関連して、住民の地域活動は広がりを見せていますが、その活動は一部に限られ地域差があると分析しています。「施策（5）見守り合い、集いの場づくり」については、市内の活動団体による「助け合い活動者ネットワークおたすけ“ひこねっと”」が発足するなど、地域における生活支援体制の整備を進めることができたと考えています。

③「基本目標 3 ニーズに対応できるサービス基盤の確保と提供」、20 事業・取組の中で、達成できたのは16、達成できなかったのは4、と評価しています。「施策（1）人材とサービス基盤の確保」では、居宅介護支援事業者への支援として、人材確保・定着促進・育成を目的とした処遇改善を行い、事業者からは高い評価をいただいています。一方で、介護支援専門員の資質向上のために地域ケア会議や研修会を開催しましたが、受講者が想定よりも少ないこと、地域住民の視点での議論が深められなかったことなどから、効果的な開催とすることはできませんでした。

④「基本目標 4 生きがいくつりと安心づくり」、18 事業・取組の中で、達成できたのは11、達成できなかったのは7、と評価しています。「施策（2）生活環境の整備」では、高齢者にやさしい交通環境の確保として、住民互助による送迎支援の促進に取り組みました。「基本目標 2」でも取り上げましたが、「助け合い活動者ネットワークおたすけ“ひこねっと”」を立ち上げ、活動者同士が主体的に情報交換や課題整理を行える環境を整えることができました。ただし、送迎支援の体制が整っている地域は一部に限られており、今後はこの取組を広げていく必要があると考えています。

⑤「基本目標 5 地域に寄り添う包括的な支援体制の整備」、19 事業・取組の中で、達成できたのは13、達成できなかったのは6、と評価しています。「施策（4）認知症施策の推進」では、個人で参加できる認知症サポーター養成講座を開始したことにより、サポーター数の増加を図りました。また、脳の健康チェックを新たに特定健康診査会場などで実施し、要フォロー者を必要な支援・機関につなぐことができました。今後においても、認知症に対する理解の普及啓発に努めるとともに、認知症の「予防」に向けた早期気づき・早期受診につながる取組を推進し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めていきたいと考えています。

簡単ではございますが、以上が資料の説明となります。本日、事務局側に所管部署すべてが出席しているわけではございませんので、この場でお答えできないこともあ

	るかもしれませんが、ご了承ください。それでは、ご審議のほど、よろしくお願いします。
鈴木会長	説明ありがとうございました。今の説明について、ご意見・ご質問ある方は挙手をお願いします。
田口委員	頑張ってやっておられるのはよく分かりますが、資料 1 の 2 ページ③で、「処遇改善を行い、高い評価をいただいている」と書いていますが、どのような処遇改善をされたのでしょうか。
事業者支援係長	彦根市にある居宅介護支援事業所に勤務されるケアマネジャーに対して、月額 1 万 5 千円、年額 18 万円の処遇改善を図るという形で支援金を交付しています。
田口委員	ある市では、介護の分野で働く人に何万円か給付され、ただし何年間かは従事しないと返還してもらう、といった制度をされていますが、彦根市ではこれだけでしょうか。
事業者支援係長	現在は、そのような補助金の制度は行っていません。
田口委員	これで事業者からは高い評価を受けていると考えてよいのでしょうか。
鈴木会長	居宅介護支援事業所のケアマネジャーが不足していたので、今回このような処遇改善をしていただいたと思っています。ケアマネジャーの辻さんにご意見いただけたらと思いますが。
辻委員	確かに、ケアマネジャー 1 人あたり月額 1 万 5 千円、年間 18 万円となっていますが、対象となるためにはいくつかの要件を満たす必要があります。今月にはこのことも踏まえて彦根市・愛知郡・犬上郡介護支援専門員連絡協議会と彦根市とで意見交換を行う予定で、そこで具体的なデータも聞かせていただけていると思っていますが、居宅の全ケアマネジャーが該当して支援金をもらっているわけではありません。満足していないケアマネジャーもおられる現状はあると思います。 要件の一つとして、月平均 20 件以上の彦根市の利用者を担当するというものがあります。ケアマネジャーとしては 1 人当たり 30 件くらい持っているのがほとんどですが、彦根市の利用者だけではなく、他市町の利用者も含めてその総数という場合が多いです。要件としては彦根市の利用者だけとなっていますので、それで対象から外れてしまいます。「これだけ頑張っても、他市町の利用者を持っているために該当しない。他市町は放していこうか。」と考えている事業者もあるとちらほらと聞きます。そうすると他市町の利用者がケアマネジャー難民になるという心配もあります。 もらっている人にとってはありがたい話だが、もらえない人からすると不満は募っていると考えています。ただ、そうだからと言って打ち切りにするのではなく、もらう側も頑張らないといけないと声をあげてくれる人もいますし、これからも続けていただけると大変ありがたいと思っています。
事業者支援係長	制度化するにあたり、市としても検討を重ね、やはり彦根市の被保険者に対する給付管理をしていただきたいという思いから、このような形で条件付けを行ったものです。仰っていただいたように、今月彦根市・愛知郡・犬上郡介護支援専門員連絡協議会との意見交換の機会もありますので、その中でご意見をお聞きしながら今後に向けての検討をしていきたいと考えています。

田口委員	人材を確保しなければならないとよく言われていますが、ネットなどを見ていると「介護施設にようやく入ったが、人手不足で部屋の掃除してもらえない」といったことも目にします。ハローワークでの求人を見ても、最低賃金と変わらないような額で募集されています。これでは人は集まらないと思います。そういうところを彦根市での工夫は考えられないでしょうか。
事業者支援係長	現在のところは考えてはいません。部屋の掃除などはサービスの質に関わってくるものになりますが、市にはそのような声は届いていません。今回の意見を受け、実際はどうなっているのか調査等させていただき、できる範囲で対応を考えていきます。
田口委員	彦根市の施設でそうなっているという意図で発言したわけではなく、ネットで見かけたので聞いてみました。
鈴木会長	入職した時にもらえる補助金については、県内でもそういった制度はありません。県社協で、介護福祉士の資格を取る際の受講料を一時金として 20 万円まで貸し付け、県内の事業所で 2 年間働けば返済しなくてよいという制度がありますが、働いているからもらえるという補助金は県内にはないと思います。 東京都では介護職員が 1 人 1~2 万円もらえるというものもありますが、県に相談しますと「あれは東京だからできるもの」と言われます。お金がからむものですと、地方の一自治体ではなかなか難しいところがあります。 処遇改善については、介護報酬の中の加算が介護職員にはあります。それで介護職員の給料は上がっています。ただ、仰っていただいたように最低賃金に近いというのが現状です。今は物価高で、他産業ではどんどんと給料・時給が上がっている中で、介護の分野では昇給もできません。離職は進み、焦っているという状況です。何らかの手当はしていただきたいですが、国では、来年が制度改正になりますので、それまでに何らかのことを考えなければいけないと閣議決定されたところでもあります。 彦根市のケアマネジャー向けの処遇改善は、国では一切してもらっていないものです。彦根市で数年前に起こったのは、本当にケアマネジャー不足で介護保険サービスが必要な人についてもらえる方が全くいないという状況に陥ったこともありました。それを、彦根愛知犬上介護保険事業者協議会でもいろいろ相談させてもらい、「彦根市のケアマネジャーを増やしていこう」ということで、ケアマネジャーの処遇改善をしていただいたという経緯があります。肌感覚ですが、近年彦根市ではケアマネジャーは増えていると思います。ただ近隣の市町では逆に受けてもらえないという現象が出てきているのも事実としてあります。
鈴木会長	他、意見はございませんか。
田口委員	資料 1 の 3 ページ④で、「助け合い活動者ネットワークおたすけ“ひこねっと”」というものを作られたようですが、私の住んでいるところでは路線バスが 1 日 1 回しかなく、皆さん高齢ですが自動車に乗っておられます。送迎支援してもらえるとありがたいのですが、送迎支援があまり広がらないのはどうしてでしょうか。
地域包括支援係長	彦根市では「助け合い活動者ネットワークおたすけ“ひこねっと”」を令和 6 年度から立ち上げています。ただ、その前から住民による生活支援体制の整備は実施してきています。その中で、地域の活動団体や、意識を高く持ってもらっている住民の方に、住民互助の取組を行ってもらっています。この活動団体は近年増えていると認識

	していますが、全市域カバーできているかとなるとまだまだと思っています。 なぜこれが広がらないのかということですが、地域住民になぜ必要かの働きかけが不十分ではないかと思っています。地域共生社会実現のため、地域住民に参画いただき、皆さんで支えてもらえるような取組を市から発信できるようなことが必要と考えています。
田口委員	私たちのところでも、そのようなものを作ろうという動きはありますが、例えば自家用車を使って送迎する場合、事故があったらどうするのかなど、いろいろな不安があります。例えば、鳥居本では先進的に取り組んでおられるなど、そういう情報を流してもらっていますが、なかなか盛り上がっていきません。彦根市では、「こう解決した」など情報をもっておられると思いますので、少し紹介いただければと思います。
地域包括支援係長	「おたすけ“ひこねっと”」がまさにそのような取組の支援つなげるものと考えています。地域の活動団体からは、他の団体の活動内容が入ってこないということを聞いています。鳥居本のような以前から進めていただいている団体では、ノウハウをお持ちですので、それを他のところにも広めていただきながら、他地域での活動が増えていくという展開をしていきたいと考えています。 令和6年度末の段階で4学区・10自治会の合計14団体が、市内において助け合いの活動団体を立ち上げられています。市としても更に広げていける取組を行っており、今年度についても新たに1学区立ち上げたところです。ただし、移動支援が全ての団体で行われているわけではありません。
鈴木会長	他の委員の方、意見はございませんか。
辻委員	基本目標1(1)3、健康教室について、高血圧に焦点を当てられて、生活習慣病予防教室を実施されたということですが、高血圧・生活習慣病は将来的に要介護認定につながってきます。ケアマネジャーとしても生活習慣病予防の視点は大事にしています。開催回数6回、延べ116人の方が参加されているとのことですが、どの年代が多いのでしょうか。
健康推進課長	生活習慣病予防教室については、地域の健康推進員と地区担当の保健師が一緒になって実施しています。年代としては50～70代の女性がメインになっています。
辻委員	やはり男性は少ないという印象ですね。
健康推進課長	ほとんどおられません。
鈴木会長	他の委員の方、意見はございませんか。
菅原委員	「福祉のしごと就職フェア」について、彦根市をはじめとして行政でも積極的に介護人材の確保に取り組んでいただき、資料では「7名の就職につながった」とあります。7名は少ないと思われるかもしれませんが、事業所としましても、過去は就職者がかなり少ない時期もあり、こうやって就職したいと思う方とつなげる機会を作ってもらえるということで、非常に評価をさせてもらいたいと思っています。今後も続けていただきたいと思います。 「地域ケア会議」について、専門的な視点が強く地域住民視点で議論が深められなかったとのことですが、当初は専門家の人から学ぶということが主眼にあったと思います。なぜこんなに少なくなったのか残念に思います。 次に、サービス付き高齢者向け住宅について、「不適切な利用について県と連携し

	て」と書かれています。とくに難病対応の医療型が増えており、難病の方にとっては一つ選択肢が増えたということになり喜ぶべきことなのでしょうが、病気のタイプもありますし、難病に加えて認知症があるケースもあり、対応が難しくなるケースもあると思います。病院の延長のような形を私はイメージしていますが、比較的軽症の方は行き届かないところもあるかもしれません。その辺は実際どうなのでしょう、どう連携していくのでしょうか。 もう一つ、重層的支援体制整備事業について、多機関連携会議が23回とありますが、これは開催の回数でしょうか。それとも対象の世帯が23世帯あったということでしょうか。また、経年的に増えてきているのでしょうか。
地域包括支援係長	地域ケア会議については、当然専門職の視点で意見をいただくものです。個別ケースの検討から地域課題を抽出して施策につなげていくことを目標としていますが、個別のケース検討に終始してしまう場合があります。そこから地域課題への転換、どう解決していくかという内容まで至らなかったことから、問題点として記載しています。
事業者支援係長	サービス付き高齢者向け住宅について、入居者に対して作成されたケアプランを点検する中で、毎日、訪問介護が帯で入っている、また、限度額いっぱいまでパターン化されたサービス内容となっている、といったものが見受けられますので、これらについては県と連携しサービス提供を適正に行っていただけるよう情報共有を行うという旨で記載しています。
福祉保健部次長（社会福祉課長）	重層的支援体制整備事業の多機関連携会議について、会議の開催回数は、令和4年度4回、令和5年度12回、令和6年度23回となっており、増えてきているという状況です。
鈴木会長	他の委員の方、意見はございませんか。お時間もありますし、お1人ずつお伺いできればと思います。
松宮委員	生活習慣病予防などの健康教室について、毎年地区ごとに行っているが、人が固定されてしまっているため、そこをどう広げていくかが課題と感じています。
城戸委員	啓発という意味では、彦愛犬権利擁護サポートセンターで、成年後見と合わせて虐待対応の講座も行っており、1市4町の行政の方と連携を取りながらテーマ等を決めています。また参加の方をよろしくお願いします。
高橋(孝)委員	移動支援・外出支援について、我々の事業所では、昼間空いている車を利用した支援を実施しています。ただ、どうしても一事業所では回数・人数に限りがあり、なかなか進んでいきません。地域に広げようと思っても、先ほど話のあった万が一の事故の時の対応、そもそも主となる人がいないなどの問題があります。事業所としても、車はありますが、運転手がないということもあります。このあたりが、移動支援が広がるにあたってのきっかけになると思いますが、これもやはり人材不足の関係で難しいと思っています。
高橋(嘉)委員	ケアマネジャーの処遇改善について、これまでケアマネジャーだけなかったということで、すごく苦勞しているということをして市でもわかっていただけて、補助をしていただけたということはよかったと思っています。高齢者が増えて、なにかあったときにすぐに動いてもらえる人がいない、では誰に言うのかということですのでケアマネ

	ジャーに連絡がきます。ケアマネジャーのいわゆるシャドーワーク、見えない部分の仕事というものがたくさんあります。そこを理解いただき、補助をしていただけるのなら、ケアマネジャーとしてもやりがいをもって進んでいけると思います。その苦勞を分かっていたただけだけでもよかったと感じています。
鈴木会長	ケアマネジャーはシャドーワークが多く、制度から抜け落ちているものを全てケアマネジャーがしなければいけない、それでなんとか生活が成り立っている利用者が多い、これは制度上の問題が大きいと思っています。ケアマネジャーはやらないといけないという使命感で動いている方も多くおられます。その部分で補助をしていただけるのはありがたいです。 シャドーワークについては、本来ケアマネジャーがしなくてもよいもの、その整理はしていかないといけないと思います。行政でも検討いただいて啓発をしていただければありがたいと思います。
笹委員	介護家族のつどい「ほっこり」と日夏の認知症カフェを開催していますが、家族のことで心配なことがあって相談に来られたり、ケアマネジャーの紹介で来られたりされています。そのように周知いただければ、私たちは話を聴くことだけしかできませんが、カフェの方では専門職の方と話をしてもらえる機会もあります。社協におむつの寄附ができることもカフェの中での話から知ることができ、家族の方も大変喜んでおられました。
細田委員	シルバー人材センターとして、元気な高齢者と接してばかりであり、この場に来ても、自分に分かる内容はあまりないですが、フレイル予防教室をシルバー人材センターで講習会という形で開催いただければありがたいと思います。 また、自分のことに置き換えて、免許の返納を考えている方が周囲におられて、その後どうやって病院に行くのか不安に思っています。 また、介護職の待遇がよくなることによって、介護が魅力のある職業に、若者にあこがれてもらえる職業になればいいと思っています。
田口委員	低所得者に対するサービスの確保とは具体的にどのようなことをされたのでしょうか。
介護保険係長	2点あり、まず1点目は、負担限度額認定と言われるもので、介護保険のショートステイ・入所系のサービスを利用されている方の食費・居住費を減免するものです。世帯の課税状況や所得・預貯金要件で減免の内容は変わります。 2点目は、社会福祉法人等が行う介護サービスについての減免になります。1点目の負担限度額認定とは多少基準が異なりますが、こちらも課税・所得・預貯金の状況により減免を受けられるというものです。
田口委員	認定を受けられている方に、もう一度という案内を送るのでしょうか。
介護保険係長	更新勧奨については毎年行っています。現在認定を受けられている方については、更新の時期になりましたら申請漏れがないように案内しています。新規の申請の方は随時受付を行っています。
田口委員	認定の要件として、非課税の方はこれに該当するのでしょうか。
介護保険係長	前提として市民税非課税世帯であり、そこから所得・預貯金など細かい要件が決まっています。

田口委員	皆さんも知っておいてもらいたいのですが、年金収入が145万円だったが、物価高に依じて少し年金額が上がり149万円になった。そうしたら課税になり所得段階が3から6になり倍以上になった。4〜5万円上がってもそれでなくなってしまう。先ほどの減免も対象外になってしまう。市役所で相談しても「制度上こうなっているので仕方がない」とのことだった。何かよい方法はなかったか。
介護保険係長	年金額が改定により上昇していること、それにより負担割合が変わったり、減免の認定が受けられなくなったりする例があることはこちらも承知しています。負担限度額認定については、令和7年8月から基準額が80万円から80万9千円に変更となっておりますが、この9千円でどこまでカバーできるか詳細は分かりません。 制度部分の話になりますので、我々も法律に則って業務を行っており、その扱いを曲げることはできません。
田口委員	年間145万円の年金だけで生活していくのはギリギリだと思います。さらにそれで非課税のときに受けられていた減免などが受けられなくなっています。 市民税は条例で定められています。低所得者に対しての工夫をということで、また次回までに所得段階の工夫などをお願いしたいと思います。
介護保険係長	介護保険法に則った制度になっていますので、一自治体でということはなかなか難しいところですが、ご意見としては頂戴します。
辻委員	皆さんに知っておいてもらいたいということで、配食サービス事業のことですが、令和6年度利用実績17人となっています。これは施策としての配食サービス事業の利用者の数であり、配食サービスを利用されている方はかなりの数の方がいらっしゃいます。彦根市で配食のサービスをされている事業者は2つで、市内の利用を2つで受けてもらっている状況です。 利用者が増えたことで、届けてもらえる時間もお昼の分が朝の9時10時になって、炎天下に放置のような状況になっていることが我々ケアマネジャーも危惧しています。施策としての配食サービスを受けられている方は安否確認のため対面で渡すことになっていますのでこのようなことは起こりませんが、配食のみ利用の場合の食中毒予防をどうしていこうかと考えています。 配食サービスの利用者は17人だけではなく、もっとおられるということだけは知っておいていただきたいと思い、情報提供だけさせていただきます。
鈴木会長	ありがとうございました。第9期計画による取組も2年目に入っていますが、事務局におかれましては、今回の意見を踏まえて、今後も取組を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。
4 その他	
鈴木会長	次に次第4「その他」です。事務局から2点、報告があります。 まず、「認知症施策推進計画について」、事務局から報告をお願いします。
地域包括支援係長	昨年度の第1回彦根市高齢者保健福祉協議会において、委員の皆さまには、本市における認知症施策推進計画策定に向けた説明をさせていただきました。 その後、国が示した手引きでは、「地域住民である認知症の人とその家族、その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者が参画した上で、認知症の人および家族等と共に、各地域における目指すべき『共生社会』のあり方を検討・議論し、

	地域の実態や課題に即して施策を検討すること」が求められています。 このため本市では、今年度、市職員が認知症の人やそのご家族など、認知症とともに生きる方々に対して聞き取りを行い、そのお気持ちを把握した上で、次年度において、そのご意見を反映する形で、「第 10 期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」と一体的に策定を行う予定としています。 併せて、認知症の人やその家族など、認知症とともに生きる方々を新たに彦根市高齢者保健福祉協議会の委員としてお迎えし、施策の検討にご参加いただいた上で、計画の策定を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。
鈴木会長	ご意見ありませんでしょうか。では、よろしくお願いします。 次に「今年度の高齢者保健福祉協議会の開催予定について」について、事務局からお願いします。
高齢福祉推進課主幹	今年度はあと 3 回開催したいと考えており、開催時期は 10 月、12 月、2 月を予定しています。ただし、現在の委員の皆さまの任期は今年の 12 月末までであり、任期中の開催としては 10 月・12 月の 2 回となります。10 月の日程については、8 月中に、日程調整の連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。 内容は現段階での予定ですが、主に次期の 10 期計画策定のための調査に関する内容となる見込みです。 10 月の協議会では、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(市民意向調査)と、在宅介護実態調査。この 2 つの調査内容について、確認をいただきます。なお、この 2 つの調査は、11 月から 12 月にかけて実施予定です。 12 月の協議会では、もう一つの調査、ケアマネジャーを対象としたアンケート調査を予定しており、その調査内容について確認をいただきます。 2 月の協議会では、11 月～12 月に実施したニーズ調査、在宅介護実態調査の報告を予定しています。
鈴木会長	次回の日程調整にあたっては、第 2 号委員は医療系の先生が多くおられ、平日の昼間は出にくいのかとも思いますので、日程調整の際にご配慮いただき、第 2 号委員の方に出席いただけるようにしていただきたいと思います。 それでは、本日の協議は以上となりますが、この他に委員の皆さまから何かございましたらここでお受けしたいと思います。
鈴木会長	委員の皆さま、よろしいでしょうか。 それでは、全てが終了しました。皆さま議事進行にご協力いただきありがとうございました。事務局へお返しいたします。
福祉保健部長	今回ご質問・ご意見いただいた中で、3 点お伝えさせていただきたいと思います。 まず、処遇改善について、当然ながら財源が必要なものであり、施策化する上では組織のトップが OK を出さなければこの事業は成立しません。今回のケアマネジャーの処遇改善については、必要性を考慮し施策化をしたところです。 処遇改善は、本来は一般会計で対応するものですが、ご承知のとおり彦根市の財政は火の車であり、その中でも何とかしなければいけないということで、苦肉の策として、介護保険制度の中の保険料を使わせていただいています。基金、プールしている部分を保健福祉事業に位置付けて使用しています。処遇改善を介護保険制度の中で行

	っているのは、おそらく彦根市のみです。いろいろなアイデアもありますので、また関係者と協議しながら 10 期計画に位置付けていきたいと考えています。 2 点目、送迎の話が出ていましたが、やはり地域に広がっていかないという問題点があります。当然、地域の中で問題と捉えていただくこと、そして何とかしなければいけないと思っていただくこと、それと担い手がいないと動かないと思います。ただし問題と思っても「そんなことしたくない」という人ばかりではこのようなサービスは増えるわけがありません。今後単身高齢者や高齢者夫婦がどんどん増えていき、1 年 2 年あっという間に過ぎてしまいます。様々な課題がありますが、それに対応していくため違う角度から地域へアプローチしていく必要があると考えています。 最後 3 点目、保険料について彦根市は 13 段階で設定しており、1～3 段階の人には規則で一定の負担軽減を行っています。前計画に比べて 9 期計画では更に負担を軽減しているところです。所得の高い人からいただいた分をそちらの方に回している形です。お話の中で第 4 段階もとなると保険料アップが必要になります。10 期計画に向けては、このような声もあることを受け止め、検討していきたいと考えています。
高齢福祉推進課長	本日は開催にあたり不手際があり大変申し訳ありませんでした。次回以降、日程には工夫をしながら、万全の態勢で開催できるよう努めてまいります。 また、委員の皆さまには長時間にわたり、熱心に、また貴重なご意見を多数いただきまして、誠にありがとうございました。いただいたご意見等を踏まえまして、しっかりと改善のうえ取組を進めていきます。今年度は、令和 9 年度からスタートします第 10 期計画、認知症施策推進計画の策定作業を開始することとなります。会議の回数も増え、大変恐縮ではありますが引き続き委員の皆さまのご協力を賜りますようお願いいたします。 それでは、これをもちまして、令和 7 年度第 1 回彦根市高齢者保健福祉協議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。お気をつけてお帰りください。